

第Ⅲ部  
調査結果から  
見えてきた課題

## 第1章 各領域における課題

### 1 男女平等意識や家族

周知のとおり男女平等参画は、昨今あらゆる次元で目標として掲げられており、その達成のための法律や制度が様々に整えられつつある。しかしながら、未だ実現への道半ばであることを示すデータは枚挙にいとまがなく、さらに前回第9回調査（令和元（2019）年9月実施）の後、約3年間に及んだ新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行によってその歩みが遅滞した——「ステイホーム」策で増加した家事・育児・介護の多くが女性の肩に掛かった、就業・雇用状況の悪化が女性でより大きかった、等\*——と言われている。今回の調査では、こうした現実合致した結果、つまり「学校教育の場」を除き、総じて「男性優遇」との感が大勢であることが示された\*\*と同時に、男女平等参画実現に向けての課題も見えた。その課題とは、大きく言えば男女平等参画の意義や必要性を社会全体で共有することの難しさだと考えられる。以下、名古屋市男女平等参画審議会（11期）における諸議論での意見も踏まえつつ、説明を試みたい。

上述のように、男女平等参画のための法律や制度は相当に整備されてきてはいるものの、活用にあたって問題が生じているとの指摘がある。具体的には、例えば育児休業に関して、日本では少子化も背景に1990年代から男性にも育児休業の取得が認められるようになり、現在に至るまで関連の法制度は拡充の一途をたどっているが、依然として育児休業の取得率や取得期間に男女間で大きな差が存在する。その一因として「育児は女性が（主）担当」との社会通念が挙げられており、女性に限らず、男性も育児の取得にあたって不利益な扱い等の嫌がらせ（「パタニティハラメント」）を受けたり、（女性よりも男性に対して一層厳しいことも想像される）職場の空気を読んで希望通りの取得を断念する場面があることが知られている。また、上記の社会通念が嫌がらせではなく、気遣いとなって、男女平等参画を阻んでいる事態も取り沙汰されている。すなわち、育児中の労働者、特に（上記の社会通念に基づいて）女性に対し、負担過多に陥らないようにとの職場・上司による配慮から、当事者の意思を確認しないまま、あるいはそれに反して、重責の職務の免除等がなされ、結果的に当該労働者の昇進機会の逸失を招いてしまうことがある\*\*\*と言う。このように社会通念が施策の効力を妨げている可能性があり、かつ今回並びに前回調査、内閣府による「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和4（2022）年11月実施）では「社会通念・しきたり・慣習」項目での「男性優遇」回答が他項目に比べてひととき多かった。従って、「社会通念・しきたり・慣習」への働きかけが男女平等参画実現の鍵の一つとなろう。

しかしながら、そうした働きかけの難しさが審議会内でも多く語られた。それを要するに、まず、ライフスタイルの選択肢や価値観の多様化に則した法律、制度を策定したり、それらの効力を引き出すためには、既述のとおり「社会通念・慣習・しきたり」に過度にとらわれることのないよう、組織や団体の意思決定者、管理者について年齢・性別等の多様性が確保されることが望ましいが、実現には至っていない。加えて、そうした法律や制度に関する情報の伝わりづらさもある。例えば特に男性は、市や区から発信される行政関連の情報に接することがあまりないだとか、男女平等参画に関する市や区の講座に参加するのは女性が多く、かつ参加者はそもそもそれに対する関心が既に高いことが推察され、大多数に上る非参加者がどの程度情報に接しているのか分からないといった意見が出された。また、今回の調査では「政治の場」を除く項目において、男性、わけでも若年層に「女性優遇」との回答が少なからず見られたが、このことに関しても情

報不足が一因となっているのではとの声が聞かれた。すなわち、近年、入試における「女子枠」や、政府の主導で「女性活躍」がうたわれていること等が「女性優遇」の回答につながったと思われるが、「女子枠」や「女性活躍（推進法）」が導入された理由、目的等の周知の度合いに関する疑問も呈された。

行政としてできることには限りがあるため、こうした課題の克服には、他の主体との連携が求められる。

\* 詳しくは例えば内閣府男女共同参画局『令和3年版男女共同参画白書』を参照されたい。

\*\* なお、令和6（2024）年夏に開催された、名古屋市男女平等参画審議会（11期）の「名古屋市男女平等参画基本計画2025」（令和3（2021）年策定）中間評価部会では、男女平等に対する人々の評価基準が以前に比べて厳しくなっている可能性並びに主体性を持って回答する市民が増えている可能性、等にも言及があった。

\*\*\* 女性労働者が育児を理由に、本人の意思に関わらず昇進やキャリアアップの機会から遠のくことは「マミートラック（mommy track）」（母親コース）と称されている。なお、男性の育児参加が進むにつれて、最近ではその男性版である「パピートラック」もしくは「ダディトラック」の語も登場している。

## 2 地域

今回の調査結果から見て、地域活動の領域や防災の領域における男女平等参画を促進するための課題として、以下の3点を挙げる。

1点目は、全体として地域活動の参加割合が前回調査よりも微減し、地域との関わりの希薄化は漸次的に進行しているといえるが、とりわけ若年層の関わりは低下傾向にあることである。今回の調査結果によれば、18歳～29歳の女性の54.7%、30歳代の女性の44.2%が「いずれも参加したことがない」が第1位となっており、若年世代女性における地域活動への不参加状況がさらに進んでいることが看取できる。これに対して、18歳～29歳の男性は「ごみ・資源収集の協力、清掃活動」が37.9%で第1位で、地域との関わりは同年代の女性よりも高いことになっているが、30歳代で「いずれも参加したことがない」が51.6%で第1位である。地域活動について言えば、男女ともに若い世代の関わりはそれ以降の年代と比較して低い傾向にある。今回も、前回の調査時に提起された課題と同様のことを指摘することになるが、特に若年層の地域への定着や地域活動への参画が期待されている中で、それとは反対の傾向が続き、その傾向がより加速化していることには注意を払う必要がある。もっとも、「地域活動に参加していない理由」について、18～29歳の女性の67.3%、18～29歳の男性の63.2%が「きっかけがないから」と回答しており、何らかの「きっかけ」があれば参加する可能性もある。名古屋市の「令和5年度 第62回市政世論調査」によれば、「名古屋が住みやすい」と思う人は9割以上であり、その住みやすさを維持・発展させていくために、地域活動への参加経験のない住民が、それらの活動の重要性を認識してもらうにはどうすればよいか、その「きっかけ」をいかにつくるかが課題である。

2点目は、地域における女性の活躍、とりわけ「自治会長やPTA会長など、女性が地域での活動のリーダーとなるために必要なこと」についても、前回調査同様、中高年男性は、「女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること」（ポジティブ・アクションの導

入)については、60歳代・70歳以上の高齢男性の方が3割台～4割台の支持があるにもかかわらず、女性はどの世代でも1割台～2割台にとどまっていることである。今回の調査結果としては、男女とも、「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」(全体の44.9%)、「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」(全体の42.2%)が上位を占めており、「抵抗感」という意識の問題に収れんされていることが明らかになった。少子高齢化が進展する中で、自治会・町内会をはじめとする地域の活動団体においても、会長・役員業務について女性役員が増えることで、それらの活動の持続的展開が望まれ、これまで男性が多く担ってきた地域社会の活動方針の決定の場への女性参画の促進が求められるが、そのことを認識している高齢男性が増える中で、女性をいかに地域活動のリーダーとしていくかについては課題となっている。

3点目は、防災の領域に関して、災害発生時の地域の避難所運営をめぐる課題である。第9回調査の結果と同様、男女ともに最も回答割合が高いのは、避難者の性別によるニーズの違いに配慮が必要という選択肢で、女性の8割半ば、男性の7割強という回答割合であった。特に、女性では18歳から60歳代の全ての世代で8割後半と高い回答割合を示した。次いで回答割合が多かったのは、順に、避難所運営・方針決定への男女の参画、性別により異なる悩みや問題の相談窓口設置、避難所運営における性別役割分担意識の解消についての選択肢で、この傾向は前回調査と同様であった。相談窓口の設置については、特に若年層の女性の回答割合が前回調査比で20ポイント近く増え、男女間での回答割合の差がやや広がった。また、避難所運営・方針決定への男女の参画は前回調査比で約8ポイント増、性別役割分担意識解消は前回調査比で約6ポイント増となっており、日本各地で災害が多発する中で、男女平等参画の意識が向上してきていると考えられる。災害は全ての人の生活を脅かすが、性別や年齢、障害の有無などの違いにより受ける影響が異なることが知られている。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じたことから、内閣府は令和2年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成している。避難所等における女性に対する暴力の防止・安全確保、避難所の環境整備(プライバシーが十分に確保された間切り、男女別のトイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・入浴施設、授乳室の設置、女性用品の配布場所の設置、女性トイレの増加や多目的トイレの設置等)のためにも、運営体制・組織への女性参画は不可欠である。地域における防災についても、女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化していくことが重要である。

### 3 労働

第9回調査が実施された令和元(2019)年から今回の令和6(2024)年調査までの5年間を振り返ると、最も大きな社会経済変化は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大であろう。このパンデミックは、経済活動の停滞、失業率の上昇、医療システムの逼迫など、社会全体に多大な影響を与え、リモートワークやオンライン教育の普及、デジタル化の加速など、人々の生活様式や働き方を大きく変えた。

この間、日本の労働市場においては、労働力の二極化が顕著に進んだ。具体的には、ITエンジニアや医療専門職など、高度な専門知識や技術を要する職業の需要が拡大する一方で、事務作

業など、ルーティンワークや標準化された作業を伴う中間スキル職の需要は減少傾向にある。特に、デジタルトランスフォーメーションの進展やA Iの導入は、この二極化を加速させる要因となっている。

一方、介護や警備など、人間ならではの共感力や臨機応変な対応が求められる仕事は、依然として人手不足が深刻な状況にある。社会福祉の分野では、高齢化の進展に伴い、介護や医療の需要が急増しており、労働力や社会保障の財源の不足が深刻な社会問題となっている。低所得者層の増加や子育て支援など、多岐にわたる社会福祉課題も重なり、サービス提供体制の逼迫が深刻化している。これらの課題を踏まえ、今回の調査結果を検証すると以下のとおりとなる。

## (1) 回答者の属性から見える状況

### ア 男女間の雇用形態の差の縮小と生活への不安

回答者の属性を最終学歴から見ると、今回の調査では、39歳以下の層で女性の大卒割合が男性を初めて上回った。一方、職業については、正規雇用は男性、非正規雇用は女性が高い割合を占めるという従来の傾向は変わっていない。しかし、正規雇用の増加率は女性、非正規雇用の増加率は男性が上回っており、男女間の雇用形態の差が縮小しつつあることが示唆された。一方、暮らし向きに関する意識は男女間で大きな差はない。約半数が「ふつう」と回答しているのは前回と同様である。しかし、「ゆとりがある」と回答する人が減少し、「苦しい」と回答する人が増加しており、昨今の経済状況に不安を感じている人の増加を示唆するものと思われる。

### イ 単身世帯の増加・50歳代以下の7割以上が共働き世帯

家族属性については、前回調査と比較すると、単身世帯が増加し、3世代世帯が減少しており、世帯の小規模化が進んでいることが示された。男性の方が女性よりも単身世帯の傾向が顕著であり、特に18～29歳及び30歳代の男性で単身世帯の割合が高い。また、今回の調査では、夫婦・カップルの働き方について詳しく知るために新たな質問項目を追加した。その結果、共働き世帯の割合は全体で約6割となり、特に50歳代以下では7割から8割を占めることが明らかになった。これは、若い世代を中心に夫婦・カップルで共に働くことが一般的になっていることを示している。

## (2) 労働時間の変化

社会経済の変化は、人々の働き方にも大きな影響を与えている。男性の平日の労働時間は減少傾向にあるが、中でも子育て世代でその傾向が顕著であった。対照的に、子育て期にあたる女性で労働時間を「なし」と回答した割合に変化はみられなかった。労働時間の減少の要因については、パンデミック中に進んだリモートワークや、フレックスタイム制導入の恩恵が考えられる。前回調査との比較において、注目すべきもう一つの変化は女性の若年層と子育てを終えた50歳代での労働時間の伸びである。今回調査においても、女性の高学歴化や雇用の正規化が確認されており、デジタルトランスフォーメーションやA Iの導入がそれを後押しすることが期待される。一方で、子育て世代ではこうした変化がほとんど観察されていない。保育の充実や男性の育休増進のみならず、包括的な支援策が望まれる。

## (3) 家事・育児・介護の時間

「名古屋市男女平等参画基本計画 2025」の成果指標である「平日1時間以上家事を行う有職男

性の割合」の目標値は40%だが、今回の調査では32.0%と目標値に近づいている。しかし、平日1時間以上家事を行う男性の中でも、家事時間は1～2時間程度という割合が多く、有職男性全体では家事をしない男性も約2割いるため、男性の家事負担が大きく進んでいるとは言えない。

女性について見ると、無職の場合、家事負担は軽減した可能性があるが、有職の場合、家事時間は増加傾向にある。高性能な家電製品や中食（惣菜・弁当）の普及等により家事時間が全体的に減少していたとしても、家事以外の育児や介護と仕事の両立といった課題もあり、女性の負担は未だに大きい。

先進諸国では、便利な家電製品の普及などにより家事時間が減少する一方で、育児に費やす時間は増加している。特に、大学卒以上の高学歴女性において、この傾向は顕著に見られる。日本の女性の高学歴化が進んでいることから、今後も同様の傾向が加速することも考えられる。

これらの状況を踏まえると、男性の家事分担は家事を担うだけでなく、育児にも積極的に関わることが重要であり、そのための取組が求められる。

#### （４）家事・育児・介護の分担：希望と現実

家事・育児・介護の分担について、男女ともに約半数が「50：50」を希望すると回答している。しかし、残りの半数については男女で大きな意識の差がみられ、女性は自分が多く担うことを希望する割合が多いのに対し、男性は配偶者等が多く担うことを希望する割合が多いことが分かった。

実際の家事分担でもこの意識の違いが反映されている。女性の約5割は家事の8～9割を担い、男性の約5割は自分の分担は1～2割程度である。

家事分担の公平化を図るためには、男女平等の意識向上や男性の家事・育児・介護への参画に向けた取組が求められる。

#### （５）男性の育児休業取得

男性の育児休業取得を推進すべきと考える理由をたずねた結果、男女ともに「配偶者等の負担軽減」と「社会全体の理解促進」がメリットだと考えている人が多いことが分かった。一方、女性は「子育ての喜びや大変さの共有」や「就業継続を希望する女性が働き続けられること」と答えた割合が男性よりも高かった。これらの結果から、男性の育児休業取得が家庭や社会に良い影響を与えるという認識が広がっているが、メリットの捉え方には男女間で微妙な違いがあることが示唆される。

男性の育児休業取得を推進すべきでないとする理由として、男女ともに「他の社員の負担が増える」が挙げられた。これは職場環境の整備が急務であることを示している。

一方、女性からは男性の家事・育児スキルに対する不安や経済的な不安が具体的に挙げられた。また、男性の育児休業取得を推進すべきでないとする男性のうち約4分の1が「子育ては女性の方が向いている」と考えている結果は、従来の性別役割分担に対する固定観念が根強く残っていることを示唆している。

これらの結果から、男性の育児休業の普及には職場環境の整備だけでなく、男性が育児をすることに關する固定観念を改め、男女共同で子育てを行う意識改革に向けた取組が求められる。

## 4 人権

今回の調査では、人権に関する設問として、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢行為、配偶者等や交際相手からの暴力（DV）の被害経験、DV被害の相談先、人権関連の言葉の認知度、セクシュアル・マイノリティ関連についてたずねた。各項目について中核となる設問は残しつつ、被害の現状をより正確に把握し、施策に生かせるよう設問の整理や工夫がなされた。

DVに関しては、第7回及び第8回調査報告書に国と名古屋市との比較が記載されている。第7回調査では、男女ともに精神的暴力の被害経験率が名古屋市の方が高いことが示されており（第7回調査報告書 p.119）、第8回調査では心理的暴力の被害経験率が全国とほぼ同様であったことが報告されている（第8回調査報告書 p.89）。今回、令和5（2023）年の全国調査との比較では、4つの暴力形態全ての項目で、名古屋市と全国の被害率がほぼ同じであることが確認された。

名古屋市男女平等参画基礎調査で初めてDVに関する質問項目が設定されたのは、平成7年の第4回調査である。しかし、その後設問の内容や形式が変更されたため、経年推移を把握できない項目もある。一方、セクハラ、ストーカー、痴漢行為については第7回をのぞき、同一の設問が継続してたずねられている。これらの経年推移をグラフ化したところ、今回の調査では全ての項目で被害率が増加していた。特に、男女ともに環境型セクハラ被害率の増加が顕著であった。職場や地域などでのセクハラ防止に向けた取組が一層求められる。

また、DV、セクハラ、ストーカー、痴漢行為はいずれも女性の被害率が男性よりも高いという点は、前回及び前々回の調査結果と変わらない。性をめぐる暴力においては、女性の被害経験率が高い状況が続いている。特に、痴漢行為の被害は女性が圧倒的に多いことが明らかである。

### （1）男性の暴力被害経験率の増加をどう見るか：男性の被害の顕在化

今回の調査では、前回調査に比べ男性の被害経験率が増加した点に触れておきたい。分析結果で見たように、男性への環境型セクハラやDV、特に心理的攻撃の被害率が前回調査結果より増加していた。また、これまでに暴力被害を受けたことがあると回答した男性のうち、44.8%の男性がこの1年間に何らかの暴力被害を受けたと回答しており、女性の被害経験率29.7%を大きく上回っていた。ただし、男性回答者のサンプル数が少なく、これらの結果から何らかの結論を導くには慎重さが求められる。

男性の被害経験率の増加については、実際に男性のDV被害が増えたのか、あるいは意識の変化によって男性が自身の経験を「被害」と認識し、それを回答として表明するようになったのかは不明である。この「増加」の幅が統計的に有意であるか、数値を慎重に検討しながら、男性のDV被害についても、人権問題として真摯に捉えることが重要である。女性、男性、セクシュアル・マイノリティ、外国籍住民など、いかなる属性であっても暴力の被害を受けることのない、またそれを許さない社会を構築していくことが重要である。

### （2）市民意識向上の指標となる言葉の認知度

人権問題に関する言葉や内容についての認知度を把握することは、市民の人権意識の広まりを把握する一つの指標となり得る。言葉と内容について、今回たずねた中でDVは市民の間で最も認知度が高く、過去3回の調査では認知度が80%以上となっている。モラル・ハラスメントも認知度が70%以上であり、DVとともにその言葉と内容は着実に浸透しつつあることが分かる。

一方、恋人間で起こる暴力であるデートDVの認知度は低い。若い世代では、全世代のなかでも認知度は比較的高いが、それでも50%前後にとどまっており、デートDVの防止に向けて継続的な取組が求められる。さらに、親や家族の世代がデートDVやその被害について理解することは、人権が尊重される社会を作っていくためにも重要である。

### (3) 相談するということ

親密な相手や利害関係にある相手からの暴力被害については、相談率が低いことが知られている。「相談」と一口に言っても、その先にどのような支援があり、どのように改善や解決につながるのかが明確でなければ、市民は相談窓口から遠のいてしまうのではないだろうか。暴力被害の防止や問題解決のための方法について、周知を工夫し、アクセスしやすくすることが求められる。市のイーブルなごや相談室や社会福祉、医療、心理職、弁護士など、さまざまな専門領域の相談窓口が存在している。当事者ニーズを把握しつつ、各々の状況に応じて社会のリソースを活用しやすいような一層の工夫が求められる。

### (4) ファミリーシップ制度の認知について

今回初めて、名古屋市が令和4（2022）年から開始したファミリーシップ制度の認知度をたずねた。制度とその内容を共に認知している割合は1割を切っており、この制度が市民に十分に認知されていないことが示された。ファミリーシップ制度とは、同性カップルや事実婚のカップルなど、様々な事情により現在の婚姻制度を利用できない・利用しない人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、名古屋市が宣誓を受理したことを証明する制度である。セクシュアル・マイノリティや事実婚のカップルが現在の婚姻制度を利用できない・利用しないことによって被る不利益等に対して、名古屋市が取組を行っているということをさらに広報していくことが求められる。

### (5) 今後に向けた課題

名古屋市は、平成11（1999）年度に実施した「女性に対する暴力に関する調査」で、女性の被害状況のみならず男性の加害状況についての調査をいち早く手掛け、平成14（2002）年に「何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。）を行ってはならない。」と明記された「男女平等参画推進なごや条例」を施行し、平成19（2007）年度には市の配偶者暴力相談支援センター業務を開始するなど、DV問題へ取り組んできた。しかし、今回の調査から、依然、DV被害は存在しており、かつDV被害を経験しても被害者は誰にも相談しない傾向は依然として変わっていないことが明らかとなった。令和6（2024）年4月にはDV防止法の5回目の改正が行われるとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、DV被害者の支援枠組みは大きく変わっている。今後、支援の成果や課題を注視しながら、人権を侵害するあらゆる暴力の被害を防止するための総合的な取組を進めていくことが重要である。男性の被害が顕在化している中で、女性への支援の歩みを止めることなくさらに充実させるとともに、男性の被害問題にも人権問題として取り組むことが求められる。男女ともに被害を相談できる社会的リソースの周知と、その利用率の向上を目指す工夫が求められる。

セクシュアル・マイノリティに関しても、令和5（2023）年に「性的指向及びジェンダーアイ

デンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されており、地方公共団体の役割として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めることが定められている。セクシュアル・マイノリティという言葉自体を知らない、又は内容を知らない人が約3割存在することや、高年齢層で認知度が下がることが本調査で示されたことも踏まえ、さらなる啓発が求められるほか、アウトティングについての認知度向上や、ファミリーシップ制度などセクシュアル・マイノリティを個人として尊重する取組が一層求められる。

## 5 行政

男女平等参画の推進のために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思うかについて、回答の中から3つまで選択してもらったところ、2割5分を超えたものを上位から並べると「子育て支援・介護支援」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」、「性別による固定的な性別役割分担意識の解消など、男女平等参画に向けた意識啓発（以下、「意識啓発」という。）」、「政策決定・意思決定の場への女性の積極的登用」の順となった（図 2-51）。

「意識啓発」では男女間で差は見られなかったが、「子育て・介護支援」と「ワーク・ライフ・バランスの推進」では女性の方が約3ポイント多く、「政策決定・意思決定の場への女性の積極的登用」では男性のほう約7ポイント多かった。また女性の30歳代は「子育て・介護支援」を選択した者の割合が6割を超えていた。以上から、女性は子育て・介護やワーク・ライフ・バランスという日常生活にかかわる私的領域問題に、男性は政策決定・意思決定という公的領域により意識が向きがちな傾向が見てとれる。女性の方が仕事と家庭のバランスを取ることの困難さを、男性よりも多く経験していることから、こうした傾向の違いが生まれている可能性がある。

今後の課題として、回答割合が高かった「子育て・介護支援」と「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」について、行政が具体的にどのように取り組んでいくのか検討を進める必要がある。

## 第2章 全体を通じたまとめ

名古屋市においては、男女共同参画社会の実現を目指すため、平成7（1995）年に策定した「男女共同参画プランなごや」を引き継ぐかたちで、21世紀に入って以降、さらに5次にわたる計画を策定、それらを踏まえ、女性と男性の平等とあらゆる分野への女性と男性の参画を目指して様々な施策や事業に取り組んできた。

まず、2次目となる「男女共同参画プランなごや21」は、平成11（1999）年施行の国の「男女共同参画社会基本法」の努力義務規定を踏まえ、それに基づく「市町村男女共同参画計画」として、平成13（2001）年5月に、平成13年度から22年度までの10年間を計画期間として策定された。

次いで、平成23（2011）年3月に、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする「名古屋市男女平等参画基本計画2015」（以下、「基本計画2015」）が策定された。この3次目の計画は、「市町村男女共同参画計画」であるとともに、名古屋市が平成14（2002）年に施行した「男女平等参画推進なごや条例」第8条において定めなければならないとされた「男女平等参画の推進に関する基本計画」としての位置付けが加わった。

さらに、平成28（2016）年3月には、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とする「名古屋市男女平等参画2020」（以下、「基本計画2020」）が策定された。この4次目のプランは、「市町村男女共同参画計画」及び「男女平等参画の推進に関する基本計画」であるとともに、平成27（2015）年施行の国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の努力義務規定を踏まえた「市町村推進計画」としても位置付けられた。

令和3年（2021年）3月には、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「名古屋市男女平等参画基本計画2025」（以下、「基本計画2025」）が策定された。この「基本計画2025」は、「基本計画2020」の取組状況を踏まえたうえで、「性別に起因する多くの課題が依然として解消されず、また、女性の活躍も更に進める必要があることから、施策のさらなる推進を図るため」重点項目の一部変更はありつつも「基本計画2020」の体系を大枠で継承し策定された。

「基本計画2025」では、「性別にかかわる人権の尊重」「男女平等参画推進のための意識変革」「方針決定過程への女性の参画拡大」「雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進」「家庭・地域における男女平等参画の促進」という5つの目標が掲げられた。それらの推進状況についての報告は、毎年実施され、市ウェブサイトに掲載されている。

さて今回実施した調査は、「基本計画2025」が4年目に入り、令和7（2025）年度に最終年度を迎えることから、次期計画策定に着手する前年度に実施されることになった。したがって、この調査は「基本計画2025」の達成状況の分析・評価のためのデータ提供という役割も担っている。その役割を果たすため、第Ⅱ部には、アンケート調査票の質問項目に沿った回答結果が性別・年齢別の視点から詳細に記述されている。また、第Ⅲ部第1章では、5つの領域ごとに、調査結果から把握された課題について整理を行った。以上を踏まえ、本章では、名古屋市が男女平等参画推進のために今後に向け特に取り組むべき方向性について、3点に絞って指摘しておくことにしたい。

第1に、性をめぐる暴力被害を減少させる取組が求められることである。まず今回の調査においてセクハラ、ストーカー、痴漢行為の被害率は前回（第9回）調査よりも増加しており、この傾向は第8回調査から継続している。次にDVに関しては全国の被害率とほぼ同じであったが、第9回調査と比較すると男女ともに身体的暴力と心理的攻撃において暴力被害が増加していることが示

された。性をめぐる暴力においては、女性の被害経験率が高い状況が続いているが、男性のDV被害経験率も上昇していた。また今回の調査では、DV被害を「どこにも相談していない」割合は減ったが、女性の約3割、男性の約5割は「どこにも相談していない」と答えており、相談窓口の活用に課題が示された。

また言葉の認知度では、DVの認知度は前回と変わらず、デートDVについては前回よりも増加したものの、「言葉と内容を知っている」割合は3割5分と低い割合にとどまっている。またセクシュアル・マイノリティの認知度は前回と比べ増加したが、アウトティングの認知度は低い割合にとどまっていた。デートDVの認知の低さは若年層における親密な関係における暴力の認知を妨げ、被害を拡大させる恐れがある。また本人の意に反して性的マイノリティであることを暴露するアウトティングについては、セクシュアル・マイノリティに対する人権侵害行為であるとともに、職場におけるハラスメント行為の1つであることも普及させていく必要がある。

最後に、これまでの性をめぐる暴力被害を減少させるとともに、重要概念の認知度を増加させる取組が十分であったのか改めて振り返るとともに、人権を侵害するあらゆる暴力の被害を防止するための総合的な取組を進める必要がある。

第2に、今回の調査では家庭での固定的な役割分担意識をめぐる課題は残っていることが把握されたことから、引き続き、実態や意識の変容を促すための取組が求められることである。

今回の調査では、全体的な傾向として、子育て世代においては、女性に家事・育児が偏り、男性の家事分担は依然として少ないことが示された。まず仕事に要する時間では、男性の平日の労働時間は減少傾向にあったが、子育て期にあたる30～40歳代では女性の労働時間に大きな変化はなく、若年層と子育てを終えた50歳代では労働時間の伸びが確認された。他方、家事に要する時間では、女性の家事時間は減少し、男性の家事時間は増加していたが、子育て期にあたる30～40歳代では、女性の3割以上が5時間以上の家事を行う一方、男性では1時間以上2時間未満が約2割5分と最も多かった。

女性に家事が偏る状況は、有職者であっても同様であった。「基本計画2025」では「平日1時間以上家事を行う有職男性の割合」を40%とする目標を設定しているが、今回の調査では32.0%と目標に近づいていることが示された。しかし、有職者の男性では、家事に要する時間は30分から1時間未満との回答が最多であり、約2割は家事をしないと回答した。有職者の女性では、2時間以上3時間未満の家事時間が約2割と最も多く、次いで多かったのが5時間以上であった。男性の家事時間が大きく増加しているとは言えない状況にある。

「基本計画2025」の目標のひとつである、「雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進」にかかわる、子育て・介護を含む家事における性別役割分担の見直しは依然として大きな課題である。家事負担の公平化を図るためには、家事役割をめぐる意識にも焦点を当てつつ、何が男性の家事参加を妨げているのかについてのさらなる分析が必要である。

第3に、男女平等参画の意義や必要性を社会全体で共有することが求められることである。今回の調査では「学校教育の場」を除き、「男性の方が優遇されている」と答える人が多数を占めた。とりわけ、「政治の場」と「社会通念・慣習・しきたり」においては約8割が「男性優遇」と答えている。また「社会全体」では「男性優遇」と答えた人が7割5分を超えており、前回調査よりも4.1ポイント増加していた。その一方で、「社会全体」では「男性優遇」と答えた割合は、女性が8割5分、男性が6割5分と2割の開きがあり、他の項目も含め、女性の方が「男性優遇」と答えた割合が高かった。

また今回の調査で特徴的な結果の一つに、若年層から30歳代の男性を中心に「家庭生活」「職場」「学校教育」「地域活動」「法律や制度」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」の項目において、「女性優遇」との回答が1～3割の間で見られたことが挙げられる。こうした傾向が見られる背景には、近年の入試における「女子枠」や、政府の主導で「女性活躍」がうたわれていること等があると思われる。だが、女性活躍推進法や教育や労働の場における「女性枠」の導入が進められているのは、これらの領域において男性優位の状況があるためである。

男女平等参画のための法律や制度は相当に整備されてきてはいるものの、依然として「男性優遇」との感が大勢であることが、今回の調査で明らかになった。一方で、今回の調査では、男女平等参画のための法律や制度が、30歳代以下の男性において「女性優遇」の受け止め方をもたらしめている可能性も示された。男女平等参画が女性を優遇するためのものではなく、性別に関わらず生活しやすい社会をつくっていくための取組であることが、市民に十分に認知されていない現状をふまえ、男女平等参画の意義や必要性を社会全体で共有することが求められていると言えるだろう。